

# 第54回 定時株主総会招集ご通知

開催日時 | 2026年6月19日（金曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所 | 千葉県柏市末広町14番1号  
ザ・クレストホテル柏  
4階 クレスト

## 目次

第54回定時株主総会招集ご通知  
株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である  
取締役を除く。）  
5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である  
取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である  
取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（社外取締役及び監査  
等委員である取締役を除  
く。）に対する業績連動型  
株式報酬制度の一部変更の件

事業報告  
連結計算書類  
計算書類  
監査報告書

証券コード 6834

2026年6月1日

(電子提供措置の開始日 2026年5月28日)

株 主 各 位

千葉県松戸市松飛台296番地の1

**株式会社 精工技研**

代表取締役社長 上 野 淳

## 第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト [https://www.seikoh-giken.co.jp/irinfo/general\\_meeting.html](https://www.seikoh-giken.co.jp/irinfo/general_meeting.html)

電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「精工技研」又は「コード」に証券コード「6834」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、「株主総会招集通知／株主総会資料」を閲覧ください。

東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、郵送又はインターネットにより議決権を行使することができます。

郵送により議決権を行使される場合には、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただきまして、議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき2026年6月18日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、インターネットにより議決権を行使される場合も同様に株主総会参考書類をご検討いただきまして、後記の「議決権行使についてのご案内」（3頁から4頁）をご高覧のうえ2026年6月18日（木曜日）の午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. **日 時** 2026年6月19日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. **場 所** 千葉県柏市末広町14番1号  
ザ・クレストホテル柏4階 クレスト
3. **目的事項**  
**報告事項**
  1. 第54期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第54期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度の一部変更の件

### 4. その他招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限りません。なお、代理人は1名とさせていただきます。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款の規定に基づき、次の事項を除いております。監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
    - ・連結計算書類の連結注記表
    - ・計算書類の個別注記表
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

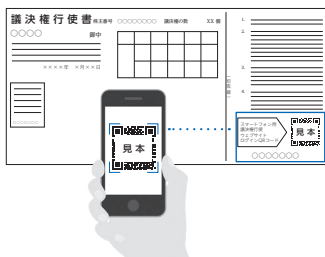


# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

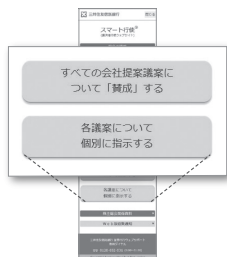
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

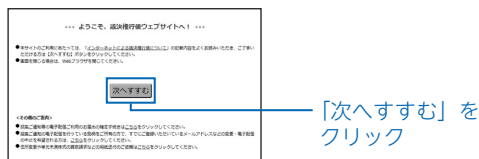
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

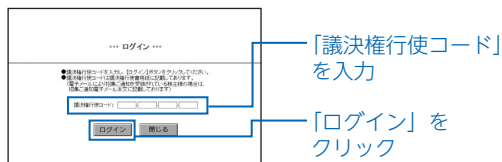
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

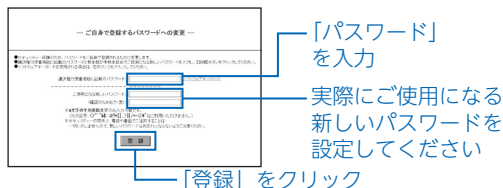
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、将来の投資に備えるための内部留保を考慮しながらも、安定した配当を継続的に行うことを基本にしております。

当期の期末配当金は、当期業績及び当社の利益還元に対する基本方針、今後の事業展開等を勘案し、1株につき60円とさせていただきたいと存じます。

なお、中間配当金として1株につき40円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき100円となります。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき60円 総額540,488,580円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年6月22日

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員が任期満了となります。

つきましては、経営の意思決定の迅速化及び効率化を図るため1名を減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から全ての取締役候補者について相当である旨の意見を得ております。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日) (性別)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	【再任】 上野 淳 (1974年8月16日生) (男性)	2002年2月 当社入社 経営企画室 2011年3月 杭州精工技研有限公司出向 副総経理 2013年11月 大連精工技研有限公司出向 副総経理 2015年6月 当社取締役 2016年4月 当社経営企画室長 2018年10月 当社事業運営部長 2019年6月 当社常務取締役 2024年6月 当社代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) SEIKOH GIKEN USA, INC. 代表取締役会長 SEIKOH GIKEN EUROPE GmbH 代表取締役会長 杭州精工技研有限公司 董事 大連精工技研有限公司 董事 不二電子工業(株) 取締役 SEIKOH GIKEN (THAILAND) Co.,Ltd. 取締役	349,900株
取締役候補者とした理由			
当社入社以来、経営企画室でM&A業務を推進した後、杭州精工技研有限公司、大連精工技研有限公司の副総経理として企業経営に携わり、2024年に当社代表取締役社長に就任しています。こうした経験や実績を、取締役会における意思決定に活かすことにより、当社グループのさらなる発展を牽引することが期待できると判断し、取締役候補者としたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日) (性別)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	<b>【再任】</b> <small>らい かん めい</small> <b>来 関 明</b> (1962年3月25日生) (男性)	1995年4月 国立大学法人静岡大学工学部助教授 2013年6月 当社取締役 2016年4月 当社光学製品事業部長 2019年6月 当社常務取締役 2024年6月 当社専務取締役(現任) 2026年4月 当社光学製品事業部 管掌(現任) (重要な兼職の状況) 杭州精工技研有限公司 董事長 総経理 大連精工技研有限公司 董事長 浙江精工光電科技有限公司 副董事長 精工訊捷光電(杭州)有限公司 董事長 精工訊捷光電(鶴壁)有限公司 董事長 SEIKOH GIKEN (THAILAND) Co.,Ltd. 取締役  <b>取締役候補者とした理由</b> 2001年の杭州精工技研有限公司設立時、同社の総経理に就任して以来、光通信関連に係る高い知見を活かし、光製品部門のリーダーとして事業拡大に貢献しております。その知識や経験を、取締役会における意思決定に活かすことにより、当社グループのさらなる発展を牽引することが期待できると判断し、取締役候補者いたしました。	2,000株
3	<b>【再任】</b> <small>さい どう ゆう し</small> <b>斎 藤 祐 司</b> (1965年4月2日生) (男性)	1988年4月 (株)リクルート入社 2000年9月 当社入社 管理部 2006年5月 当社経営企画室 経営企画チームリーダー 2013年6月 当社管理部長(現任) 2018年4月 当社執行役員 2024年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 杭州精工技研有限公司 監事人 浙江精工光電科技有限公司 監事人 精工訊捷光電(杭州)有限公司 監事 不二電子工業(株) 取締役 (株)エムジー 取締役  <b>取締役候補者とした理由</b> 2000年の入社以来、管理部、経営企画室等を経験し、現在は人事総務・財務経理・情報システム・広報IR等、幅広い業務を統括する管理部の担当取締役を務めております。こうした経験や実績を、取締役会における意思決定に活かすことにより、当社グループのさらなる発展を牽引することが期待できると判断し、取締役候補者いたしました。	700株

候補者 番号	氏 名 (生年月日) (性別)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	<b>【再任】</b> すみの きよ ゆき <b>角野清行</b> (1965年8月19日生) (男性)	1989年4月 住友商事(株)入社 2002年11月 当社入社 光製品グループ 2003年4月 当社光製品グループ 営業チームリーダー 2010年7月 当社事業本部 営業統括部長 2012年4月 当社事業本部 機器事業推進部長 2016年4月 当社機器事業部長 (現任) 2018年4月 当社執行役員 2024年6月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) SEIKOH GIKEN USA, INC. 取締役 取締役候補者とした理由 2002年の入社以来、営業や事業運営全般に係る職務を経験し、現在は機器事業部の担当取締役として、海外販社を含めた事業責任者として事業拡大に貢献しております。こうした経験や実績を、取締役会における意思決定に活かすことにより、当社グループのさらなる発展を牽引することが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。	100株
5	<b>【再任】</b> やたがいの ひこ <b>谷田貝豊彦</b> (1946年9月10日生) (男性)	1969年4月 特殊法人理化学研究所 研究員 1983年4月 国立大学法人筑波大学 教授 2007年4月 国立大学法人宇都宮大学 教授 同大学 オプティクス教育研究センター長 2019年6月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 国立大学法人筑波大学 名誉教授 国立大学法人宇都宮大学 名誉教授 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 大学で応用光学の研究と教育に永年携わり、旧日本光学会の幹事長や国際光工学会の会長等の要職を歴任しておられることから、社外取締役候補者といたしました。同氏は会社の経営に関与された経験はありませんが、光学に関わる幅広い知見や国内外の学会での経験を活かし、当社取締役会における重要な意思決定に貢献いただくことを期待しております。	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 谷田貝 豊彦氏は、社外取締役候補者であります。
  3. 谷田貝 豊彦氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって7年となります。
  4. 当社は、谷田貝 豊彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
  5. 当社は、谷田貝 豊彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
  6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなる訴訟費用及び損害賠償金等を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本總會終結の時をもって、監査等委員である取締役3名全員が任期満了となり、監査等委員である取締役 森 保彦氏は退任いたします。つきましては、あらためて監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日) (性別)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	【再任】 あい ば とし お 相 場 俊 夫 (1961年10月19日生) (男性)	1985年10月 中央監査法人入所 1989年3月 公認会計士登録 1990年7月 中央コーパースライブランドコンサルティング(株)入社  2000年4月 中央青山監査法人入所 2001年5月 相場公認会計士事務所開設 2004年6月 当社社外監査役 2016年6月 当社社外取締役(監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) (有)オーシーエムコンサルタント 代表取締役 相場公認会計士事務所 所長 不二電子工業(株) 監査役	10,700株
		社外取締役候補者とした理由及び期待される役割	
		公認会計士としての豊富な経験と高い識見を有し、これまでも社外取締役として、当社が重要な経営判断を行う際に適切な助言や提言を行ってこられた実績を踏まえ、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。今後も引き続き、公認会計士としての専門的な見地から当社の経営執行の監査を行っていただくことを期待しております。	

候補者番号	氏名 (生年月日) (性別)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	【再任】 三好 慶 (1979年1月1日生) (男性)	<p>2007年9月 弁護士登録（東京弁護士会所属） 大樹法律事務所 入所</p> <p>2015年4月 大樹法律事務所 副所長（パートナー弁護士）</p> <p>2017年4月 三好総合法律事務所に移籍（パートナー弁護士）</p> <p>2024年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 三好総合法律事務所 副所長 （株）オーハシテクニカ 取締役（監査等委員） （株）ハシラス 専務取締役 日進精機(株) 監査役 一般社団法人エンターテインメントXR協会 理事</p>	0株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割			
<p>弁護士としての豊富な経験と高い見識を有し、企業の国際的な取引に関する法律実務にも数多く携わってこられました。当社が重要な経営判断を行う際に適切な助言や提言を行っていただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。弁護士としての専門的な見地から当社の経営執行の監査を行っていただくことを期待しております。</p>			
3	【新任】 森川 有理 (1968年9月23日生) (女性)	<p>1993年4月 (株)三和総合研究所（現 (株)三菱東京UFJリサーチ&amp;コンサルティング）入社</p> <p>2002年4月 (株)リグルート シニアコンサルタント</p> <p>2003年4月 プロコーチとして独立 グローバルセッション代表（現任） (株)CTIジャパン認定トレーナー</p> <p>2009年4月 (株)CRRジャパン設立</p> <p>2018年1月 CRR Global Japan合同会社設立 共同代表 スイスのビジネススクールIMD公認シニアコーチ（現任）</p> <p>2025年6月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 個人事務所グローバルセッション 代表</p>	2,000株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割			
<p>国内外の組織や企業に対するコーチングやプロコーチの育成に携われ、組織や人事に深い造詣を有しておられることから、当社が重要な経営判断を行う際に適切な助言や提言を行っていただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。企業の設立や経営経験を活かし、当社の経営執行の監査を行っていただくことを期待しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 相場 俊夫、三好 慶、森川 有理の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 相場 俊夫氏は、当社の完全子会社である不二電子工業(株)の監査役（非常勤）であります。
4. 相場 俊夫氏は現在当社の社外取締役（監査等委員）であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって10年となります。また同氏は、当社の社外取締役就任前は当社の社外監査役でありました。
5. 三好 慶氏は現在当社の社外取締役（監査等委員）であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 森川 有理氏は現在当社の監査等委員ではない社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年となります。本総会では、新たに監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。
7. 相場 俊夫、三好 慶、森川 有理の各氏と当社の間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、各氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、相場 俊夫、三好 慶、森川 有理の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、各氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
9. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなる訴訟費用及び損害賠償金等を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 【ご参考】取締役のスキルマトリックス

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認された場合、当社の取締役会の構成メンバーの有する経験や見識、専門性は以下のとおりとなります。

		社外	経験、見識、専門性（スキルマトリックス）							
			企業経営	営業マーケティング	研究開発	製造品質管理	財務会計	人材開発	法務コンプライアンス	国際性
取締役	上野 淳		○	○		○	○	○	○	○
	來 関明		○	○	○	○		○		○
	斎藤 祐司			○			○	○	○	
	角野 清行			○				○		○
	谷田貝 豊彦	○			○					○
監査等委員	相場 俊夫	○	○				○	○	○	
	三好 慶	○	○				○	○	○	○
	森川 有理	○	○					○	○	○

## 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本株主総会の開始の時をもって、2025年6月20日開催の第53回定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役 小口 淳氏の選任の効力が失効しますので、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。また、当該補欠の監査等委員である取締役については、監査等委員である取締役の員数を欠いたことを就任の条件とし、その任期については前任者の任期の満了する時までといたします。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日) (性別)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
小 口 淳 (1977年5月15日生) (男性)	2003年10月 新日本監査法人入所 2007年3月 水垣公認会計士事務所入所 2008年4月 公認会計士登録 2011年6月 小口公認会計士事務所開設 公認会計士・税理士	0株
	補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 公認会計士や税理士として財務及び会計に関する専門知識を有しておられます。企業会計に精通し、企業経営を統括する十分な見識を有しておられると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者いたしました。企業経営に直接関与した経験はありませんが、公認会計士や税理士としての豊富な経験と専門的な知識を活かし、当社取締役会の監督機能の強化、当社グループのガバナンス体制の強化に貢献いただけることを期待しております。	

- (注) 1. 候補者 小口 淳氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 小口 淳氏は、補欠の社外取締役候補者であります。  
 3. 小口 淳氏が就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定による責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額は、5百万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とします。  
 4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなる訴訟費用及び損害賠償金等を当該保険契約により補填することとしております。小口 淳氏が就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。  
 5. 小口 淳氏が就任した場合、当社は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出を行う予定であります。

**取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度の一部変更の件**

## 1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、「固定報酬」、「単年度業績連動報酬」及び「業績連動型株式報酬」で構成されており、このうち「業績連動型株式報酬」につきましては、2016年6月17日開催の第44回定時株主総会において、信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）として株主の皆様のご承認をいただき導入したものです（なお、同株主総会におけるかかる承認決議を以下「前回決議」という。）。本議案は、前回決議以降の株価上昇その他の事情を踏まえ、本制度による報酬等の額及び内容を変更することについてご承認をお願いするものです。

なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

前回決議の際にご説明しましたとおり、本制度は、取締役の報酬と当社の中長期的な業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することにより、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献する意識を高めることを目的としております。

なお、本議案による報酬枠は、従前と同様に、第44回定時株主総会においてご承認いただきました監査等委員である取締役を除く取締役の報酬の限度額（年額1,000百万円（うち社外取締役については年額20百万円以内。））とは別枠とし、また、社外取締役及び監査等委員である取締役は支給対象外とします。

当社は2021年2月12日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めているところ、その概要は事業報告35頁に記載のとおりであります。本議案は、当該方針に沿う内容の報酬等を給付し、また、本制度の目的（上記のとおり。）を達成するために必要かつ合理的な内容となっておりますので、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は4名となります。

## 2. 本制度における報酬等の額・内容等

変更後の本制度に係る報酬等の額及び内容等は以下のとおりです。

なお、変更点は、下記（1）の表の③、④の点です。

## (1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（設定済み。以下「本信託」という。）が当社の普通株式（以下「当社株式」という。）を取得し、当社が業績に応じて各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という業績連動型の株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。その他、変更後の本制度の骨子は下表のとおりです。

① 本制度の対象者	当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）
② 今回延長分の信託期間（注1）	2025年10月1日から2028年9月末日まで。
③ 信託期間の延長	当社の取締役会の決定により5年以内の期間を都度定めて信託期間を延長することができる。
④ ①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	上記②の期間（3年間）内に合計金21億円。なお、上記③のとおり当社の取締役会の決定により信託期間を延長した場合には、当該延長分の期間内において、延長年数に7億円を乗じた金額。
⑤ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑥ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり30,000ポイント
⑦ ポイント付与基準	役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑧ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

注1：下記（2）のとおり信託期間を延長しています。

## (2) 当社が拠出する金銭の上限

前回決議では、本制度につき、以下の5点を含む内容につきご承認をいただきました。

(a) 本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、本信託の信託

- 期間3年間に、2億円を上限とする金銭を本信託に信託すること
- (b) 取締役会の決定により、本信託の信託期間を3年毎に延長（当社が設定する、本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することによって実質的に信託期間を延長することを含む。）できること
  - (c) 上記(b)の場合には、当該延長分の信託期間内に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、2億円を上限とする金銭を本信託に追加信託すること
  - (d) 上記(b)の場合には、延長後の信託期間内に、取締役に対するポイントの付与及びポイントに応じた当社株式の交付を継続すること
  - (e) 上記(b)から(d)にかかわらず、信託期間の満了時において、その後は取締役に対するポイントの付与を継続しないものの、既にポイントを付与されているものの未だ退任していないためポイントに応じた当社株式の交付を受けていない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで本信託の信託期間を延長することがあること

当社は、2017年に本信託を設定し、以降、前回決議に基づいて順次本信託の信託期間を延長し、2025年には、信託期間を2028年9月末日まで延長しております（即ち、延長分の信託期間は2025年10月1日から2028年9月末日までの3年間。以下「今回延長期間」という）。

しかるところ、当社株式の株価は前回決議時点よりも上昇しており、上記(c)の上限金額は、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式を本信託が取得するには十分な金額ではなくなりました。また、取締役に対する適切なインセンティブを付与するためには、信託期間の延長期間については、当社の業績見込その他の流動的な事情を踏まえて柔軟に判断することが必要です。

そこで、今回延長期間については、その期間内に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、合計21億円を上限とする金銭を本信託に信託するものとし、さらに、その後に関しては、上記(b)(c)を以下のとおり変更します。

- (b) 取締役会の決定により、5年以内の期間を都度定めて信託期間を延長（当社が設定する、本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することによって実質的に信託期間を延長することを含む。）できること（以降も同様）

(c) 上記(b)の場合には、当該延長分の信託期間内に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長年数に7億円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加信託すること（注2）

注2：当社が実際に本信託に追加信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり30,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は、原則としてその退任時に所定の手續を経て本信託の受益権を取得し、本信託の受託者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以 上

# 事業報告

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

## I 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

#### 【全般的概況】

当連結会計年度の世界経済は、地政学的緊張の継続や各国の金融政策の影響を受けつつも、地域ごとにばらつきのある成長となりました。米国では、生成AI関連投資やハイテク分野の拡大が企業収益を下支えし、雇用や個人消費も底堅く推移しました。一方で、インフレは緩やかに鈍化し、金融政策は段階的な利下げへと移行しました。欧州では、エネルギー価格の安定化が進んだものの、製造業の回復は限定的であり、依然として成長は低水準に留まりました。消費は緩やかな改善傾向にあるものの、金融引き締めの影響が残存しています。中国は、政府の景気刺激策により一部で持ち直しの動きが見られたものの、不動産市場の調整や内需の弱さが引き続き課題となりました。輸出は一定の回復を見せましたが、構造転換には時間を要しています。我が国においては、賃上げの進展や訪日客の増加を背景に経済活動は緩やかに回復しましたが、物価上昇の影響により個人消費は力強さを欠く状況が続きました。今後については、各国の政策動向や国際情勢の変化に伴う不確実性が引き続き懸念されています。

当社グループが関わる情報通信関連やエレクトロニクス関連市場においては、生成AIの社会実装が一段と進展し、米国の大手IT企業を中心に高度なAIサービスの商用化が拡大しました。一方で、中国企業も低コストかつ高性能なモデルの開発を進め、価格競争と技術革新が同時に進行しました。また、データセンター需要の急拡大に伴う電力消費の増加が引き続き課題となる中、省電力化を実現する半導体や冷却技術、光電融合分野の技術開発が進展しました。自動車関連市場においては、前年の生産停滞からの反動もあり、日系自動車メーカーは緩やかな回復に留まりました。電動化の流れはさらに加速し、欧米および中国メーカーによる競争が激化しました。特に中国メーカーは価格競争力を背景に新興国市場での存在感を高める一方、各国での規制や関税政策の影響も顕在化しました。全体として、市場環境は技術革新と地政学的要因が複雑に交錯する状況が続いています。

こうした中で当社グループは、2022年度から取り組み始めた5ヶ年の中期経営計画『マスタープラン2022』に基づき、「顧客接点の活性化」、「新製品・新技術開発の加速」、「ものづくり力の強化」、「経営基盤の強化」の各施策の遂行に努めました。

「顧客接点の活性化」に向けては、各種の成形品や金型、精密金属加工部品等を主力製品とする精機事業、光通信部品とその関連機器、光伝送装置や光電界センサー、レンズ等を主力製品とする光製品事業の両セグメントにおいて、国内外の展示会への出展やホームページの活用、商社や販売代理店との連携等を通じて新しい顧客と出会う機会を数多く作り、商談数を増やすことに注力しました。

「新製品・新技術開発の加速」に向けては、より幅広い領域で社会の進歩発展に貢献できる企業グループとなるべく、引き続き技術力の研鑽に取り組みました。精機事業では、住友重機械工業株式会社様と共同で開発した型内塗装技術「SSIMC」のシステム販売に向けて、引き続き技術課題の解消に努めました。光製品事業においては、データセンターなどでの超高速・高帯域幅の並列光伝送に用いる多心光コネクタ等の開発を進めました。

「ものづくり力の強化」に向けては、顧客が求める品質と納期を満たす製品を安定的に供給できるよう、自動化を含めた生産体制の強化や仕入先、外注先との関係強化に努めました。また、タイに設立したSEIKOH GIKEN (THAILAND)において光通信用部品の量産を開始したほか、中国河南省にも新たなグループ会社を設立し、高速・大容量データ通信に対応する次世代光通信デバイスの生産能力の増強を図りました。

「経営基盤の強化」に向けては、ウォーキングイベントの開催や独自のポイント制度の導入等により健康経営の推進に取り組んだほか、引き続き温室効果ガスの排出削減やペーパーレス化等、環境維持に向けた活動に取り組みました。併せて、グループ内で訓練メールの配信やセキュリティ教育を実施し、従業員一人ひとりのリスク認識を高めました。これによりサイバー攻撃への対応力が向上し、グループ全体として情報セキュリティ体制の強化を図ることができました。

こうした諸施策を実施した結果、当連結会計年度の売上高は30,087,881千円（前連結会計年度比50.6%増）となりました。損益面では、2024年10月に連結子会社化した株式会社エムジーが通年で損益寄与したことや、比較的付加価値の高い製品の売上が増加したことにより原価率が大幅に改善し、営業利益は7,733,176千円（前連結会計年度比174.5%増）となりました。売上高と営業利益はいずれも当社グループの過去最高を更新し、中期経営計画マスタープラン2022で定めた2027年3月期の売上目標250億円、営業利益33億円を1年前倒しで達成することができました。経常利益は、為替差益や投資不動産賃貸料等の営業外収益を計上した結果8,139,177千円（前連結会計年度比173.2%増）となりました。法人税、住民税及び事業税や法人税等調整額等を計上した後の親会社株主に帰属する当期純利益は6,210,694千円（前連結会計年度比179.1%増）となり、売上高、各段階利益共に前連結会計年度から大きく成長させることができました。

なお、当事業年度の期末配当につきましては、当期業績及び当社の利益還元に対する基本方針、今後の事業展開等を勘案し1株につき60円とさせていただきます。当事業年度は中間配当金として1株につき40円をお支払いしておりますので、年間配当金は1株につき100円となります。

## 【セグメント別概況】

### 《精機関連》

精機関連では、自動車向けや電子機器向けの精密成形品や、成形品を効率的に量産するための高品質な金型、高い寸法精度が要求される金属部品等を顧客に提供しております。当連結会計年度は、車載用センサー関連部品の売上は堅調に推移したものの、電気自動車向けの部品や、同部品を量産するための金型の売上が減少しました。一方、2024年10月に連結子会社化した株式会社エムジーは車載用の各種コネクタやボールペン等の事務用部品を量産成形しており、前連結会計年度の第4四半期より損益を算入しております。開発面では、創業以来培ってきた精密金型技術や射出圧縮成形技術、微細転写技術等を応用し、自動車や医療、バイオ等の産業領域において、顧客と共に新たな精密成形品の量産化に向けた技術課題の解決に取り組みました。

これらの結果、当連結会計年度の精機関連の売上高は9,963,178千円（前連結会計年度比8.3%増）となり、過去最高を更新することができました。

### 《光製品関連》

光製品関連では、光コネクタ等の光通信用部品や、光通信用部品の製造、検査に使用する機器・装置、超小型樹脂レンズ等の製品を顧客に提供しております。当連結会計年度は、生成AIの普及拡大を背景に世界中でデータセンターの建設が進み、データセンター内に用いられる光通信用部品の需要が急増しました。これによりデータセンター用の光コネクタや、光コネクタを製造する際に使用される光コネクタ研磨機や検査・測定装置の売上高が大きく増加することとなりました。当連結会計年度は、タイの子会社SEIKOH GIKEN (THAILAND) Co.,Ltd.においても光コネクタの量産を開始したほか、2025年1月に中国河南省鶴壁市に新たに精工訊捷光電（鶴壁）有限公司を設立し、多心光ファイバを高精度に接続する光通信用部品の量産体制を整えました。

これらの結果、当連結会計年度の光製品関連の売上高は20,124,703千円（前連結会計年度比86.6%増）となり、過去最高を更新することができました。

当連結会計年度のセグメント別売上高の内訳は下表のとおりであります。

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度		前連結会計年度比増減(△)	
	金額	構成比	金額	構成比	増減(△)額	増減(△)率
	千円	%	千円	%	千円	%
精 機 関 連	9,200,483	46.0	9,963,178	33.1	762,695	8.3
光 製 品 関 連	10,782,325	54.0	20,124,703	66.9	9,342,377	86.6
合 計	19,982,809	100.0	30,087,881	100.0	10,105,072	50.6

## 2. 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は1,073,676千円で、その主なものは次のとおりであります。

### (1) 当連結会計年度中に完成した主要設備

精機関連 射出成形機、放電加工機、3次元測定機等  
 光製品関連 光製品製造設備、検査装置等  
 その他設備 空調設備、建物付属設備、無線ネットワーク設備等

### (2) 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

自動測定装置、自動生産設備、金型等

### (3) 当連結会計年度に実施した重要な固定資産の売却、撤去、消失

該当事項はありません。

## 3. 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、増資又は社債発行及び借入による資金調達は行っておりません。当連結会計年度中に実施いたしました設備投資等の所要資金は、自己資金を充たいたしました。

#### 4. 対処すべき課題

当社グループは、「精密加工」「精密成形」「光学技術」を技術的な基盤とし、「情報通信」「自動車」「医療・バイオ」といった成長市場に向けて、社会の維持継続・進歩発展に貢献する商品を提供しております。これらの市場は総じて変化のスピードが速く、世界の競合企業との競争環境は年々厳しさを増しております。併せて、米中間を中心とする貿易摩擦、東欧や中東地域の紛争、資源価格や材料価格の高騰、各国の金利政策やこれに伴う為替の変動等、当社グループを取り巻く事業環境は日々刻々と変化しています。

そうした中で当社グループは、環境の変化を自らの成長の機会に転換し、いかなる事業環境下でも企業価値を向上させることのできる強固な経営基盤を確立するべく、中期経営計画『マスタープラン2022』を遂行中です。『マスタープラン2022』は2022年度から2026年度までの5ヶ年にわたる経営計画で、長期的に当社グループが目指す企業像を次のとおり定め、社会課題解決への貢献を通して存在感のある企業グループとなるべく努めてまいります。

##### ■ 目指す企業像

「社会に必要とされる企業」 ～社会の維持継続／進歩発展に貢献する～

##### ■ 2026年度経営目標

【当初計画】 連結売上高 25,000百万円 連結営業利益 2,500百万円

【修正計画】 (2025年5月14日修正)

連結売上高 25,000百万円 連結営業利益 3,300百万円

I 企業集団の現況に関する事項 1. 事業の経過及びその成果に記載したとおり、当連結会計年度（2025年度）の連結売上高は30,087百万円、連結営業利益7,733百万円となり、修正計画も1年前倒しで達成することができました。

中期経営計画『マスタープラン2022』では、当社グループが長期的に目指す企業像を実現するために対処すべき課題として次の4点を認識しております。

## (1) 顧客接点の活性化

当社グループが事業を営む情報通信、エレクトロニクス関連市場は5Gの商用化やAI、IoTの活用によるDX（デジタルトランスフォーメーション）の進展に伴い、今後も中長期的に市場の成長が続くと見込まれております。また、自動車関連市場も、CASE（Connected、Autonomous、Shared、Electric）と呼ばれる大きな転換期を迎え、成熟しながらも進化が続く見通しであります。こうした市場の変化は当社グループにとって成長の機会である一方、変化のスピードに遅れを取れば、世界の競合企業にシェアを奪われることとなります。

市場環境の変化を迅速に読み取り、他社に先駆けて的確な対応策を実行していくためには、顧客との濃密で質の高いコミュニケーションを通して、市場に求められるニーズと当社グループが有する技術や製品との接点を把握することが重要です。当連結会計年度においては、国内外の展示会に年間13回出展し、世界の顧客に向けて当社グループの技術や製品を紹介すると共に、市場の最新情報を直接入手する機会を得ることができました。顧客との接点を担う営業員には、社内の営業会議や社員研修等により最新の情報とスキルをインプットし、個の能力と顧客に提供するサービスの質を高めていく考えです。

さらに、市場での認知度を高めるため、新聞や雑誌等へのプレスリリース、ホームページ等のメディアを通して当社グループの技術や製品を積極的に広報するほか、商社や販売代理店とも連携を強化してまいります。並行して新製品、新技術の開発からリリースまでの時間を短縮し、技術、品質、性能の各面で顧客の期待を超えるサービスを提供していく方針であります。

当連結会計年度は、連結売上高のうち、取引金額の上位10社で約61%を占めることとなりました。こうした重要顧客との取引シェアをさらに拡大していくためには、顧客の経営課題や技術課題を共有し、その解決に向けてともに取り組んでいくことが必要です。当社グループがビジョンに掲げる「ベストパートナー」となるべく、既存顧客との関係性を一層深めてまいりたいと考えております。

## (2) 新製品・新技術開発の加速

当社グループは、創業以来培ってきた精密加工、精密成形、光学技術のコアテクノロジーを活用して、情報通信、自動車、医療・バイオ等の成長市場に向けて商品やサービスを提供しています。中期経営計画『マスタープラン2022』の中では、2026年度末の連結売上高に占める新製品比率を30%以上とする計画を定め、新製品・新技術の開発に取り組んでおります。

当社グループは、提供する商品やサービスは、顧客の成長を支援し、社会の維持継続や進歩発展に貢献するものでなければならないと考えています。当社が株式会社東海理化様と共同で開発した「型内塗装技術」は、塗装工程を金型内で行うことにより成形品の生産効率を向上し、生産過程で排出する温室効果ガスを約60%削減することができる画期的な技術です。現在は住友重機械工業株式会社様と共同で、環境にやさしい型内塗装システム「SSIMC」として販売活動をスタートしました。また、より高速で電力消費の少ない次世代の通信技術「光電融合」の実用化に向けて、CPO (Co-Packaged Optics) 関連の技術開発にも取り組んでおります。こうした新製品・新技術開発を担う技術員は、社会の維持継続や進歩発展に寄与する製品開発を行うために、常に技術力を研鑽するとともに、顧客とのコミュニケーションを通して市場の情報を捉え、その製品開発が社会に役立つ姿を検証しています。

市場にリリースする商品やサービスが社会に大きく貢献するためには、タイミングが極めて重要です。ニーズが成熟し、市場に他社の類似製品が出た後でリリースすることになれば、社会への貢献は限定的な範囲に留まることとなってしまいます。そのため当社グループは、新製品や新技術の各開発案件のターゲットとなる市場や顧客、想定される業績インパクト等、各開発案件の目的とその進捗状況をグループ内で共有しております。開発担当者の意識向上を促しながら、社会に必要とされる最適なタイミングで市場にリリースできるよう、新製品や新技術の開発マネジメントの強化に取り組んでおります。

また当社は、2025年度末時点で国内外に172件の特許を保有しています。特許は他社との差別化を図り、技術的な優位性を担保するうえで重要なツールです。一方、技術内容によっては特許として公開せず、社内にノウハウとして留めておく方が効果的な場合もあります。当社は、2026年度末時点の特許登録件数を2021年度末から30%以上増加させることを目指し、ノウハウとして秘匿する技術情報を戦略的に判断しながら、競合する企業に対して技術的な優位性を確立していく考えです。

### (3) ものづくり力の強化

当社グループは、これまで、自動車向けの部品や金型、光コネクタ研磨機等は主に日本で生産し、光コネクタは主に中国で生産しておりました。近年、資源価格や材料価格、人件費の高騰が続いており、製造原価の低減が重要な経営課題となっています。

当社グループでは、十分な収益を確保しながら競争力のある売価を設定できるよう、生産工程の機械化による生産効率の向上に取り組んでいます。当社は、国内子会社の不二電子工業株式会社との共同プロジェクトを2018年に立ち上げ、車載用成形品のバリ取り工程や検査工程の自動機を当社が開発し、不二電子工業に供給してまいりました。今後はAIの活用やIoTの導入も視野に、さらなる生産効率の向上を図っていく計画です。さらに、データセンター向けの光コネクタ「Intelli-Cross Pro」の組立から検査、梱包までを一貫して行う自動組立装置も社内で開発しました。この自動組立装置を用いて日本での量産を開始しており、生産効率の向上と供給体制の多様化を進めています。2023年にタイ王国に設立した子会社SEIKOH GIKEN (THAILAND) Co., Ltd.においても顧客による工場監査に合格し、光コネクタの量産を開始しました。2026年1月には中国河南省鶴壁市に、光デバイスの部品を製造する新会社、精工迅捷光電（鶴壁）有限公司を設立しました。BCPの観点からも、コスト競争力のある高品質な製品を、複数の生産拠点から供給できる体制の構築に取り組んでおります。

当連結会計年度には、当社グループの光コネクタ研磨機に対する需要が急増し、受注から出荷までのリードタイムが通常の数倍から3倍程度に延びる事態が生じました。当社では、複数の事業部門間の需給状況の変化に応じて柔軟な人員体制を組めるよう、従来から製造部門を事業部門から切り離し、独立した組織としております。当連結会計年度においても、社内人員を光コネクタ研磨機の実産ラインに振り向け、工数の拡大を図りました。部材の調達先にも生産数量の増加協力を依頼したほか、新たな調達先も開拓した結果、光コネクタ研磨機の実産キャパシティを1年間で約3倍に拡大することができました。今後も「品質（Quality）」、「コスト（Cost）」、「納期（Delivery）」の最適なバランスを実現することで顧客から最も頼られる存在となれるよう、引き続き取り組んでまいります。

#### (4) 経営基盤の強化

持続的な企業価値の成長を実現し、真に社会に必要とされる企業となるためには、環境（Environmental）、社会（Social）、企業統治（Governance）の各側面のサステナビリティ活動を通して経営基盤を強化することが重要と考えています。中期経営計画『マスタープラン2022』では、当社グループ全体のサステナビリティ活動を統括する組織として、社長直轄の「サステナビリティ推進室」を設置しております。

環境面においては、『マスタープラン2022』の最終年度となる2026年度に、自社排出量を2020年度比17%削減することを目指し、温室効果ガスの排出削減に取り組んでおります。当連結会計年度においては、電力効率が高い製造設備への切り替えを実施したほか、引き続き社内の空調設備やLED照明の更新を行いました。当社が本社を構える千葉県松戸市からは、脱炭素に向けた取り組みを率先して行っている事業者として、「まつどSDGsキャラバンメンバーシップ制度」に認定・登録されております。

社会面においては、多様な人材が健康に生き活きと働ける環境づくりを目指して、2022年10月に「健康企業宣言」を行いました。当連結会計年度は、ウォーキングイベントや尿によるがん検査を実施したほか、社員の健康増進と社内コミュニケーションの活性化を目的とした当社オリジナルの「ポイント制度」の運用を推進しました。2024年9月には、厚生労働省より子育てサポート企業として認定を受け、「くるみん認定」を取得しました。本年3月には、前年に引き続き、経済産業省と日本健康会議が顕彰する「健康経営優良法人認定制度」において「健康経営優良法人2026（中小規模法人部門）」に認定されました。連結子会社の株式会社エムジーも、2025年9月に「職場健康づくり宣言」が全国健康保険協会宮城支部に認定されております。

企業統治面においては、2016年に監査等委員会設置会社へと移行しました。当連結会計年度末現在、9名の取締役のうち4名の独立社外役員を選任しており、取締役会の監視機能の強化を図っております。また、当社グループの中長期的な業績や株式価値と、取締役報酬との連動性を明確にする目的で、2016年に取締役に対して業績連動型株式報酬制度を導入しております。昨年6月に開催された第53回定時株主総会では、新たに女性の社外取締役が選任され、経営体制の多様化が進むこととなりました。

当社グループは、中長期的な経営課題の解消に向け、明確化した方針と施策を着実に遂行することにより、成長の土台となる経営基盤を一層強化し、より幅広い産業領域において持続的に社会の発展に貢献する企業グループとなるべく、引き続き努力してまいります。

## 5. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## 6. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## 7. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## 8. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項ございません。

## 9. 財産及び損益の状況

区 分	第 51 期 (2023年 3 月期)	第 52 期 (2024年 3 月期)	第 53 期 (2025年 3 月期)	第 54 期 (当連結会計年度) (2026年 3 月期)
売 上 高 (千円)	16,282,975	15,785,742	19,982,809	30,087,881
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 (千円)	1,082,326	761,012	2,225,362	6,210,694
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	118.64	83.42	245.34	695.65
総 資 産 (千円)	31,342,850	32,226,273	34,383,169	41,692,098
純 資 産 (千円)	26,475,719	27,186,085	28,144,241	34,041,771
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	2,898.91	2,976.87	3,142.58	3,785.69

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しており、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております（当該株式数につきましては、自己株式を控除しております。）。
2. 売上高・親会社株主に帰属する当期純利益・総資産・純資産の金額は、千円未満を切捨て、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は、銭未満を四捨五入して表示しております。

## 10. 重要な子会社の状況

### (1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
SEIKOH GIKEN USA, INC.	千米ドル 3,440	% 100.0	光部品、光部品製造機器の販売並びに光ディスク成形用金型部品等の販売及びメンテナンス
SEIKOH GIKEN EUROPE GmbH	千ユーロ 1,900	% 100.0	光部品、光部品製造機器の販売並びに光ディスク成形用金型部品等の販売及びメンテナンス
杭州精工技研有限公司	千円 810,000	% 100.0	光部品の製造及び販売並びに光部品製造機器の販売
大連精工技研有限公司	千米ドル 8,737	% 100.0	光部品の製造及び販売
不二電子工業株式会社	千円 675,000	% 100.0	自動車用部品、電子機器用部品等の製造及び販売
DATA PIXEL SAS	千ユーロ 151	% 97.0	光部品形状測定装置、検査装置等の開発、製造及び販売

- (注) 1. 上記6社は、会社の資本金、売上高、総資産、当社の議決権比率等を参考に選択しております。連結子会社は上記の他に2023年3月に設立したSEIKOH GIKEN (THAILAND) Co., Ltd.、2024年10月に子会社化した株式会社エムジー、同年12月に設立した精工訊捷光電（杭州）有限公司、2026年1月に設立した精工訊捷光電（鶴壁）有限公司があります。
2. 当連結会計年度の連結業績につきましては、前記「1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

### (2) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## 11. 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社グループは、自動車用部品、電子機器用部品、文房具等の精密成形品及び各種精密金型等の製造販売を展開する精機関連と、光部品及び光部品製造機器、無給電光伝送装置等の製造販売を展開する光製品関連を中核事業とし、これに付帯する一切の事業を併せて営んでおります。

それぞれの事業部門における主要な製品は次のとおりであります。

区 分	主 要 製 品 名	
精機関連事業	成 形 品	自動車用部品、電子機器用部品、文房具等
	金 型	光ディスク成形用金型等の各種精密金型、金型用部品等
	そ の 他	精密金属部品等
光製品関連事業	光 部 品	光コネクタ、光コネクタ付コード、光減衰器、フェルール、光ファイバ先端加工等
	機 器 、 装 置	光コネクタ研磨機、光測定器、フェルール端面クリーナ、無給電光伝送装置、光電界センサー等
	そ の 他	高耐熱レンズ等

## 12. 主要な営業所及び工場（2026年3月31日現在）

### (1) 当社

本 社	千葉県松戸市
工 場	本社工場（千葉県松戸市）
	第2工場（千葉県松戸市）
	第3工場（千葉県松戸市）

## (2) 子会社

SEIKOH GIKEN USA,INC. (アメリカ合衆国)  
SEIKOH GIKEN EUROPE GmbH (ドイツ連邦共和国)  
杭州精工技研有限公司 (中華人民共和国)  
大連精工技研有限公司 (中華人民共和国)  
不二電子工業株式会社  
    本社工場 (静岡県静岡市)  
    岡部工場 (静岡県藤枝市)  
    岡部第2工場 (静岡県藤枝市)  
    千歳工場 (北海道千歳市)  
DATA PIXEL SAS (フランス共和国)  
SEIKOH GIKEN (THAILAND) Co., Ltd. (タイ王国)  
株式会社エムジー (宮城県宮城郡利府町)  
精工訊捷光電 (杭州) 有限公司  
精工訊捷光電 (鶴壁) 有限公司

### 13. 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

区 分	従業員数	前連結会計年度末比増減
精 機 関 連 事 業	374名	12名減
光 製 品 関 連 事 業	807名	305名増
全 社 (共 通)	50名	2名増
合 計	1,231名	295名増

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。  
2. 光製品関連事業は、従業員数が前連結会計年度末に比べ305名増加しておりますが、受注の増加に伴い、中国の子会社杭州精工技研有限公司や精工訊捷光電 (杭州) 有限公司が人員を増加したことや、新たに精工訊捷光電 (鶴壁) 有限公司を設立し、人員を採用したことに因ります。

### 14. 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

## II 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 37,000,000株
2. 発行済株式の総数 9,333,654株 (自己株式325,511株を含む)
3. 株主数 5,137名
4. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
上野昌利	875 千株	9.72 %
有限会社 高志	654	7.26
木村保	605	6.72
有限会社 光研	583	6.48
上野淳	349	3.88
吉田智恵	343	3.81
株式会社 日本カストディ銀行 (信託口)	339	3.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (リテール信託口820079279)	330	3.67
野村信託銀行 株式会社 (投信口)	322	3.58
管理信託 (A033) 受託者 株式会社SMBC 信託銀行	282	3.14

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式 (325,511株) を除いて計算しております。

### 5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員・社外役員を除く)	31,550 株	1 名

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「IV 4. (1) ② iii) 業績連動型株式報酬」に記載しております。

2. 上記は、退任した当社役員に対して交付された株式を記載しております。

### 6. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な情報  
該当事項はありません。

### Ⅳ 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役の氏名等（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	上 野 淳	SEIKOH GIKEN USA,INC. 代表取締役会長 SEIKOH GIKEN EUROPE GmbH 代表取締役会長 杭州精工技研有限公司 董事 大連精工技研有限公司 董事 不二電子工業株式会社 取締役 SEIKOH GIKEN (THAILAND) Co.,Ltd. 取締役
専務取締役	來 関 明	光学製品事業部長 杭州精工技研有限公司 董事長 総経理 大連精工技研有限公司 董事長 浙江精工光電科技有限公司 副董事長 SEIKOH GIKEN (THAILAND) Co.,Ltd. 取締役 精工訊捷光電（杭州）有限公司 董事長 精工訊捷光電（鶴壁）有限公司 董事長

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	斎藤 祐 司	管理部長 株式会社エムジー 取締役 杭州精工技研有限公司 監事人 不二電子工業株式会社 取締役 浙江精工光電科技有限公司 監事人 精工迅捷光電（杭州）有限公司 監事
取締役	角 野 清 行	機器事業部長 SEIKOH GIKEN USA, INC. 取締役
取締役	谷田貝 豊 彦	国立大学法人筑波大学 名誉教授 国立大学法人宇都宮大学 名誉教授
取締役	森 川 有 理	個人事務所グローバルセンセーション 代表
取締役（常勤監査等委員）	森 保 彦	
取締役（監査等委員）	相 場 俊 夫	(有)オーシーエムコンサルタント 代表取締役 相場公認会計士事務所 所長 不二電子工業(株) 監査役
取締役（監査等委員）	三 好 慶	三好総合法律事務所 副所長 (株)オーハシテクニカ 取締役（監査等委員） (株)ハシラス 専務取締役 日進精機(株) 監査役 一般社団法人エンターテインメントXR協会 理事

- (注) 1. 取締役 谷田貝 豊彦氏、取締役 森川 有理氏、取締役 相場 俊夫氏及び取締役 三好 慶氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、森 保彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役 谷田貝 豊彦氏、取締役 森川 有理氏、取締役 相場 俊夫氏及び取締役 三好 慶氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役（監査等委員）相場 俊夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役（監査等委員）三好 慶氏は、弁護士の資格を有しております。

## 2. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

## 3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

### (1) 役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲

当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約の被保険者の範囲は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役となります。ただし、海外子会社については、当社からの出向役員及び当社と海外子会社との兼務役員に限ります。

### (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当該契約の内容の概要は以下のとおりです。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用及び損害賠償金等を補填の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填の対象外としております。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

## 4. 当事業年度に係る取締役の報酬等

### (1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

#### ① 当該方針の決定の方法

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は「取締役報酬規程」に定めております。「取締役報酬規程」は、当社の取締役会決議により決定しております。

#### ② 当該方針の内容の概要

取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。以下「業務執行取締役」という。）の報酬は、固定報酬、単年度業績連動報酬、業績連動型株式報酬の3種類で構成しており、監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬は固定報酬としております。

監査等委員である取締役を除く取締役の報酬額については、株主総会にて決議された限度額の範囲内で取締役会で決定することとしております。監査等委員である取締役の報酬額については、限度額の範囲内で監査等委員である取締役の協議によって決定することとしております。

なお、業務執行取締役の個人別の報酬等の額に対する、固定報酬、単年度業績連動報酬、業績連動型株式報酬の額の割合については、年度ごとの業績により単年度業績連動報酬と業績連動型株式報酬の変動が大きく、あらかじめ割合を決定することが難しいことから決定しない方針であります。

業務執行取締役に対する各報酬の概要は以下のとおりです。

i) 固定報酬

業務執行取締役に対する固定報酬は、原則として各取締役の役位、職務等に応じて相応な金額を決定しております。

ii) 単年度業績連動報酬

業務執行取締役に対する単年度業績連動報酬の原資の算定方法は、「経営幹部業績連動報酬規程」により、次のとおり定めております。

・連結EBITDA（連結営業利益に減価償却費及びのれん償却費を加算した額）の前年度からの増加額×25%

「経営幹部業績連動報酬」の原資の算定の基礎として、連結EBITDAの前年度からの増加額を選定した理由は、当社グループとして創出する営業キャッシュ・フローを毎年増加させていくことが株主価値の向上に資すると判断したためであります。

前年度（第53期）に係る連結EBITDAは3,761,776千円となり、一昨年度（第52期）の連結EBITDA、2,026,153千円と比較して1,735,622千円増加しました。このため、2025年7月度から2026年6月度までの「経営幹部業績連動報酬」は、その25%に相当する433,905千円を原資とし、調整後の実支給額は207,972千円となりました。

### iii) 業績連動型株式報酬

当社グループの中期的な業績向上と株式価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度を導入しております。当該制度は、「株式交付規程」に基づき、業務執行取締役の役位及び業績達成度等によって毎年ポイントを付与し、積み上がったポイントに相当する数の当社株式が交付されるという業績連動型の株式報酬であります。なお、業務執行取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として退任時となり、当該株式報酬は株主総会で決議された報酬限度額とは別枠となります。

#### ③ 取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、「取締役報酬規程」に基づき、(3)に記載された手続きを経て決定されていることから、取締役会としては、その内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

#### (2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2016年6月17日開催の第44回定時株主総会において、監査等委員である取締役を除く取締役の報酬限度額を年額1,000百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額200百万円以内とすることが決議されております。なお、当該株主総会決議がされた時点において、決議の対象とされていた役員の員数は、監査等委員である取締役を除く取締役6名（うち社外取締役は1名）、監査等委員である取締役3名の計9名であります。

また、業績連動型株式報酬についても、2016年6月17日開催の第44回定時株主総会において、1事業年度あたりに付与するポイント総数の上限を30,000ポイントとすることが決議されております。当該株主総会決議がされた時点において、決議の対象とされていた業務執行取締役の員数は5名であります。

### (3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

監査等委員である取締役を除く取締役に対する報酬等のうち、固定報酬及び単年度業績連動報酬額については、取締役会決議により、取締役社長に個人別の具体的な内容の決定を委任することがあるとしております。取締役会から委任を受けた取締役社長は、役位、職責、業績等を総合的に勘案して個人別の報酬額を策定し、監査等委員会に意見を求めたうえで決定することとしております。

当事業年度の、監査等委員である取締役を除く取締役の個人別の固定報酬及び業務執行取締役に対する個人別の単年度業績連動報酬については、2025年6月20日開催の取締役会決議により、代表取締役社長 上野 淳氏に具体的な内容の決定を委任しております。取締役会が、同氏に具体的な内容の決定を委任した理由は、当社グループを統括する代表取締役社長として、各取締役が担当する部門の業績や貢献度合いを客観的に捉え、役位や成果に応じた報酬額を適切に決定できると判断したためであります。

### (4) 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	単年度 業績連動報酬	業績連動型 株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く)	201,971	78,235	63,342	60,394	8
(うち社外取締役)	(6,480)	(6,480)	—	—	(3)
監査等委員である取締役	16,114	16,114	—	—	3
(うち社外取締役)	(6,480)	(6,480)	—	—	(2)
合計	218,085	94,349	63,342	60,394	11
(うち社外取締役)	(12,960)	(12,960)	—	—	(5)

- (注) 1. 業績連動型株式報酬については、2016年6月17日開催の第44回定時株主総会において導入した業績連動型株式報酬制度に基づき、当事業年度中に費用計上した額を記載しております。  
2. 上記のほか社外役員が当社の子会社から受けた役員としての報酬額は1,800千円です。  
3. 当事業年度末現在の人員は、取締役（監査等委員を除く）6名（うち社外取締役2名）、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、2025年6月20日開催の第53回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでいるためであります。

## 5. 社外役員に関する事項（2026年3月31日現在）

### (1) 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役 谷田貝 豊彦氏は、国立大学法人筑波大学の名誉教授及び国立大学法人宇都宮大学の名誉教授を兼務しております。
- ・取締役 森川 有理氏は、個人事務所グローバルセンセーションの代表を兼務しております。
- ・取締役（監査等委員）相場 俊夫氏は、相場公認会計士事務所の所長、有限会社オーシーエムコンサルタントの代表取締役及び不二電子工業株式会社の監査役を兼務しております。
- ・取締役（監査等委員）三好 慶氏は、三好総合法律事務所の副所長、株式会社オーハシテクニカの取締役（監査等委員）、株式会社ハシラスの専務取締役、日進精機株式会社の監査役及び一般社団法人エンターテインメントXR協会の理事を兼務しております。
- ・なお、各社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

### (2) 当事業年度における主な活動状況

#### ① 取締役会等への出席の状況

	取締役会 (13回開催)		監査等委員会 (14回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 谷田貝 豊彦	13回／13回	100%	—	—
取締役 森川 有理	10回／10回	100%	—	—
取締役 (監査等委員) 相場 俊夫	13回／13回	100%	14回／14回	100%
取締役 (監査等委員) 三好 慶	13回／13回	100%	14回／14回	100%

- (注) 1. 森川 有理氏については、2025年6月20日開催の第53回定時株主総会で就任以降、当事業年度中に開催された取締役会に関する出席回数を記載しております。
2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

② 取締役会等における発言状況等

社外取締役 谷田貝 豊彦氏には、大学での教鞭活動や光学に関連する学会での経験を元に、当社取締役会における重要な意思決定に貢献いただくことが期待されております。当事業年度の実績報告会においては、光学に関わる幅広い知見や国内外の学会での経験を活かし、主として光製品関連事業の事業運営について助言や提言を適宜行っていただきました。

社外取締役 森川 有理氏には、国内外の多くの組織や企業に対するコーチングの提供やプロコーチの育成に携わってこられた経験を元に、当社取締役会における重要な意思決定に貢献いただくことが期待されております。当事業年度の実績報告会においては、人材育成に関わる幅広い知見や経験を活かし、主として当社の人事方針や人事施策について助言や提言を適宜行っていただきました。

社外取締役（監査等委員）相場 俊夫、三好 慶の両氏には、当社取締役会における意思決定の妥当性、適正性の確保に貢献いただくことが期待されております。当事業年度の実績報告会においては、それぞれ公認会計士、弁護士としての専門的な見地から、有益な発言を適宜行っていただきました。また、監査等委員会においても、両氏はそれぞれの専門的な見地から、審議事項に係る有益な意見表明を行っております。

## V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称 アーク有限責任監査法人

### 2. 報酬等の額

(1) 当事業年度に係る報酬等の額 25,000千円

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 33,200千円

- (注) 1. 監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、過年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬について、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区別していないため、上記(1)の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### 3. 連結子会社の監査

当社の連結子会社であるSEIKOH GIKEN USA,INC.、SEIKOH GIKEN EUROPE GmbH、杭州精工技研有限公司、大連精工技研有限公司、DATA PIXEL SAS、SEIKOH GIKEN (THAILAND) Co.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有するもの）の監査を受けております。

### 4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づいて会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## Ⅵ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### 1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、経営理念を具現化し、株主の皆様やお客様、取引先、協力会社、地域社会、従業員とその家族等のあらゆるステークホルダーに対する企業価値向上を図るため、リスクやコンプライアンスを的確に管理するための社内規程を整備し、取締役並びに従業員が法令、定款並びにこれらの社内諸規程等の遵守を徹底することにより内部統制が確実に機能するよう努めております。

その一環として、会社法第399条の13及び会社法施行規則第110条の4に基づいて「内部統制システムの基本方針」を策定しており、その内容は次のとおりであります。

#### 「内部統制システムの基本方針」

##### (1) 経営理念

当社及び当社の子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）は、以下の経営理念を、業務執行に係る全ての経営活動の拠り所とする。

『すぐれた技術と独創性で、質の高い商品を供給し、社会の進歩発展に貢献して、会社の成長と社員の幸福を追求する。』

##### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づいて、文書等の保存を行う。

情報の管理については、コンピュータ管理規程に基づいてISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）を確実に運用することとする。

##### (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループに共通するリスク管理規程、経営危機管理規程その他の社内規程において、当社グループのリスク管理体制及び有事の際の対応を明確化する。

また当社は、日常の労働安全衛生面、環境面、製品品質面及び情報セキュリティ面等に関して、当社グループ内で開催する各種委員会等を通してリスク管理を行う。業務担当部門においては、各々の業務に内在するリスクを専門的な立場から把握し、これを自律的に管理することとする。

また当社の内部監査室は、当社各部署及び当社の子会社におけるリスク管理状況を監査し、その結果を当社の代表取締役社長に報告することとする。

**(4) 当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は毎月1回の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決議並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役の職務執行をより効率的に行うため、常勤取締役並びに各部門の業務執行責任者で構成する部門間連絡会を原則として毎月1回開催し、各部門の業務執行状況と経営に関する重要情報を共有することとする。

業務運営については、当社グループの中長期及び単年度の経営目標とその達成に向けての経営計画（マスタープラン）を策定し、当社の各部門及び当社子会社においては、その目標達成のための具体的な事業計画を策定・実行する。また、その目標に対する進捗状況については、代表取締役社長と各部門責任者が毎月1回行う部門ミーティングや、半期に1回開催する国際経営会議における各子会社の取締役等からの業績報告を通じて定期的に検証することとする。

日常の業務執行については、当社の業務分掌・職務権限規程、当社子会社においては関係会社運営規程に基づいて、各職位及び子会社の権限と責任を明確化する。職務を割当てられた各職位者及び子会社の取締役等は自らの業務活動の完遂を期すとともに、各組織単位は相互に関係する業務を協調して行うことにより、業務執行の効率性を確保することとする。

**(5) 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

当社は、当社グループの取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、これに係る当社グループ内規程を制定するとともに、当社にコンプライアンス担当役員を定める。コンプライアンス担当役員は、役職員に対する教育等のコンプライアンス推進活動状況を取締役に報告する。また、当社グループ全体のコンプライアンスを推進する委員会を設置するほか、当社内に、当社グループのコンプライアンスに係る通報相談を受け付ける通報相談窓口を設置することとする。

**(6) 当社及び当社子会社における業務の適正を確保するための体制**

当社は、当社グループ内規程に基づき、当社子会社からの取締役の職務執行等に関する定期報告を通して事業の運営状況を適切に把握することとする。経営上の重要案件については、各社の経営の自主性を尊重しつつ、事前協議を行う等相互に密接な連携を図り、当社グループ全体の経営の効率化を図ることとする。

**(7) 財務報告の適正性を確保するための体制**

当社は、経理規程その他の社内規程に基づき、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、単体及び連結ベースでの財務報告の適正性を確保するための体制を構築する。また、その体制の整備・運用状況を評価・改善するための仕組みを構築することとする。

**(8) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査等委員会は、必要に応じて、内部監査室スタッフを監査等委員会の職務を補助すべき使用人として任命することができ、当該使用人は、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。また、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を得て行うこととする。

**(9) 当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**

- ① 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会の要請に応じて次の資料提供又は報告を行うこととする。
  - (i) 稟議書、会議議事録、契約書
  - (ii) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
  - (iii) 毎月の経営状況として重要な事項
  - (iv) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
  - (v) 重大な法令・定款違反のおそれのある事実
  - (vi) その他コンプライアンス上重要な事項

- ② 当社の使用人は、前項（ii）又は（v）に関する重大な事実を発見した場合には、監査等委員会にこれを直接報告できるものとする。
- ③ 当社グループの役職員は、当社監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ④ 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社等に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査等委員又は監査等委員会に対して報告を行うこととする。
- ⑤ 当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社の監査等委員に対して報告する。
- ⑥ 当社は、当社グループの監査等委員会へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をコンプライアンス委員会等を通じて当社グループの役職員に周知徹底する。

#### **(10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する事項**

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

#### **(11) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査等委員は取締役、会計監査人及び内部監査室と適時、意見交換を実施することとする。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### (1) 業務執行の適正及び効率性の確保に関する取り組み

当社は、毎月開催する定例の取締役会の他に、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決議並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。当事業年度においては13回の取締役会を開催しました。取締役会以外にも、代表取締役社長と社外取締役との意見交換会や工場視察等を実施し、社外取締役が当社の経営の実態を正しく理解するための機会を設けました。

また当社は、取締役会の機能向上を目的に、当事業年度における取締役会の実効性について評価・検証を行いました。この結果、当社の取締役会は活発な議論が交わされる体制が整っており、概ね適切に運用されていると評価されました。今後も取締役会の審議事項の充実を図ると共に、議案の審議や意思決定に当たって必要となる知識の習得や、取締役として求められる役割や責務に関する情報収集の機会の提供等を通して、取締役会の審議の質のさらなる向上に努めてまいります。

取締役会以外では、常勤取締役並びに各部門の業務執行責任者で構成する部門間連絡会を年間12回開催したほか、海外も含めて当社子会社の取締役や経営幹部が一堂に会する国際経営会議を年間2回開催し、各社、各部門の業務の執行状況と経営に関する重要事項の共有を行いました。さらに、代表取締役社長と各部門責任者は部門ミーティングを年間12回行い、部門目標に対する進捗状況と事業課題の確認、課題解決に向けての事業戦略等について打ち合わせを行いました。

## **(2) コンプライアンスの管理及び損失の危険の管理に関する取り組み**

当社は、当社グループの取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するほか、リスク管理体制と有事の際の対応等を明確化するため、当社グループ共通のコンプライアンス管理規程、リスク管理規程を策定し、これを運用しております。

当事業年度においては、当社グループが遵守すべき法令を整理した「コンプライアンス・ガイドライン」の遵守状況を各部門が確認するとともに、最新の法令改正に対応した内容へとアップデートを行い、コンプライアンスに対する実効性の向上と意識の強化を図りました。

損失の危険の管理においては、当社所轄の消防署と連携し、社内で火災が発生した想定で避難訓練を行ったほか、大規模地震の発生を想定して当社の全従業員を対象に安否確認システムの訓練を行い、非常時の対応を確認しました。また、社内の老朽化したネットワーク配線のリプレイスを行い、断線事故の未然防止と、永く安定的に業務を継続できる体制の構築を図りました。併せてコンピュータウィルスの注意喚起を行い、セキュリティの強化と社内の重要情報資産の流出防止に努めました。

## **(3) 監査等委員会監査の実効性の確保に関する取り組み**

当社は当事業年度、14回の監査等委員会を開催し、監査に関する重要な事項の決議・報告・協議を行いました。常勤監査等委員は、取締役会以外にも定期的で開催される部門ミーティングや部門間連絡会、国際経営会議等の主要な社内会議に出席し、子会社を含めた情報を収集しているほか、会計監査人、内部監査室と定期的な情報交換を行い、監査の実効性を確保しております。

## **(4) 内部監査の実施状況について**

内部監査室は、年間の内部監査計画に基づき、各部門や国内外の子会社に対して、業務執行の適正性や法令等の適合状況に関する内部監査を行いました。

### 3. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然として対応し、一切の関係を遮断することを基本方針として「倫理規範」及び「倫理行動基準」に定め、関係会社を含む当社グループ全体に展開しております。

また、管理部門を担当部署とし、所轄警察や弁護士等の外部専門機関との連携を図ることによって、迅速な情報収集と的確な対応を行う体制を整備しております。

### 4. 会社の支配に関する基本方針

現在のところ、当社には、当社株式の大量買付に関する差し迫った具体的脅威は発生いたしておりません。また、そのような買付者が出現した場合の具体的な取り組み（いわゆる「敵対的買収防衛策」）をあらかじめ定めてはおりません。

しかしながら、株主の皆様から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引状況や株主構成の異動の状況等を注視しつつ、当社株式の大量買付を企図する者が出現した場合には、社外の専門家も交えて、当該買付者の意図の確認、事業計画の評価及び交渉を行い、当該買付行為が当社の企業価値や株主の皆様の共同の利益に反すると認められた場合には、具体的な対抗措置の要否及びその内容等を速やかに決定のうえ開示し、措置の実施を検討してまいります。

---

(本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切捨て、比率その他については四捨五入しております。)

## 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>30,863,794</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>6,257,099</b>
現金及び預金	18,021,554	買掛金	1,674,378
受取手形	1,056	未払法人税等	1,565,169
売掛金	6,718,856	契約負債	45,740
電子記録債権	231,564	賞与引当金	142,255
棚卸資産	4,997,001	その他	2,829,555
その他	895,815	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,393,227</b>
貸倒引当金	△2,053	役員株式給付引当金	129,399
<b>固 定 資 産</b>	<b>10,828,303</b>	預り敷金	19,037
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>8,563,969</b>	繰延税金負債	1,594
建物及び構築物	2,669,621	退職給付に係る負債	990,258
機械装置及び運搬具	1,669,634	その他	252,937
土地	2,948,577	<b>負 債 合 計</b>	<b>7,650,326</b>
建設仮勘定	101,844	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他	1,174,291	<b>株 主 資 本</b>	<b>31,452,415</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>460,356</b>	資 本 金	<b>6,791,682</b>
のれん	434,921	資 本 剰 余 金	<b>10,723,951</b>
その他	25,434	利 益 剰 余 金	<b>15,758,440</b>
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>1,803,977</b>	自 己 株 式	<b>△1,821,659</b>
投資有価証券	571,933	<b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b>	<b>2,388,899</b>
投資不動産	854,499	その他有価証券評価差額金	73,342
その他	377,544	為替換算調整勘定	2,217,686
<b>資 産 合 計</b>	<b>41,692,098</b>	退職給付に係る調整累計額	97,869
		<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>200,456</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>34,041,771</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>41,692,098</b>

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		30,087,881
売上原価		16,036,763
販売費及び営業外費用		14,051,117
営業利益		6,317,940
総一般管理費		7,733,176
受取配当金	60,514	
受取賃借料	3,203	
受取投資収入	70,789	
受取差益	2,447	
受取の費用	53,478	
受取の利益	227,130	
受取の利益	33,744	451,307
受取の利益	6,119	
受取の利益	36,647	
受取の利益	2,539	45,307
経常利益		8,139,177
特別利益	13,413	
特別損失	88,438	101,852
特別利益	169	
特別損失	7,955	8,124
税金等調整前当期純利益		8,232,904
法人税、住民税及び事業税	2,029,513	
過年度法人税等額	106,735	
法人税等調整額	△167,872	1,968,376
当期純利益		6,264,527
非支配株主に帰属する当期純利益		53,833
親会社株主に帰属する当期純利益		6,210,694

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	6,791,682	10,607,629	10,221,979	△1,796,855	25,824,436
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△674,233		△674,233
親会社株主に帰属する当期純利益			6,210,694		6,210,694
自己株式の取得				△1,724	△1,724
自己株式の処分		116,321		△23,079	93,242
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	116,321	5,536,461	△24,804	5,627,978
当連結会計年度末残高	6,791,682	10,723,951	15,758,440	△1,821,659	31,452,415

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			
	その他有価証券 評価差額金	為替換 算定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計
当連結会計年度期首残高	28,636	1,961,797	178,746	2,169,180
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				
親会社株主に帰属する当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	44,706	255,888	△80,876	219,719
当連結会計年度変動額合計	44,706	255,888	△80,876	219,719
当連結会計年度末残高	73,342	2,217,686	97,869	2,388,899

(単位：千円)

	非支配株主持分	純資産合計
当連結会計年度期首残高	150,624	28,144,241
当連結会計年度変動額		
剰余金の配当		△674,233
親会社株主に帰属する当期純利益		6,210,694
自己株式の取得		△1,724
自己株式の処分		93,242
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	49,831	269,550
当連結会計年度変動額合計	49,831	5,897,529
当連結会計年度末残高	200,456	34,041,771

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 11社

連結子会社の名称 SEIKOH GIKEN USA,INC. (米国)  
杭州精工技研有限公司 (中国)  
SEIKOH GIKEN EUROPE GmbH (ドイツ)  
大連精工技研有限公司 (中国)  
香港精工技研有限公司 (中国)  
不二電子工業株式会社 (日本)  
DATA PIXEL SAS (フランス)  
SEIKOH GIKEN (THAILAND) Co.,Ltd. (タイ王国)  
株式会社エムジー (日本)  
精工訊捷光電(杭州)有限公司 (中国)  
精工訊捷光電(鶴壁)有限公司 (中国)

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した関連会社の数及び関連会社の名称

持分法適用の関連会社の数 2社

関連会社の名称 浙江精工光電科技有限公司 (中国)  
蘇州安准智能裝備有限公司 (中国)

##### ② 持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

(連結子会社)

当連結会計年度より、当社の連結子会社(孫会社)である精工訊捷光電(杭州)有限公司が精工訊捷光電(鶴壁)有限公司を設立したため、連結の範囲に含めております。

(持分法適用会社)

当連結会計年度において、杭州技研光電科技有限公司(中国)を清算したため、持分法適用会社より除外しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての在外連結子会社の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。国内連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券……………市場価格のない株式等以外のもの  
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
市場価格のない株式等  
主として移動平均法による原価法

2) デリバティブ取引

時価法を採用しております。

3) 棚卸資産

イ. 商品……………移動平均法による原価法  
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ロ. 製品

金型関連……………個別法による原価法  
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

光通信、成形及び……………主に移動平均法による原価法  
びデバイス関連  
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）  
ただし、一部の国内子会社の評価方法については売価還元法を採用しております。

ハ. 原材料……………移動平均法による原価法  
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）  
ただし、一部の国内子会社の評価方法については最終仕入原価法を採用しております。

ニ. 仕掛品

金型及び……………個別法による原価法  
光通信関連  
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

成形及び……………主に移動平均法による原価法  
デバイス関連  
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）  
ただし、一部の国内子会社の評価方法については売価還元法を採用しております。

ホ. 貯蔵品……………最終仕入原価法  
ただし、在外連結子会社の評価基準については低価法を採用しております。

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- 1) 有形固定資産……………当社及び国内連結子会社は、定率法を採用しております。ただし、(リース資産を除く) 1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。また、在外連結子会社は、主として定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	7年～38年
機械装置及び運搬具	6年～10年
- 2) 無形固定資産……………定額法を採用しております。  
(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	5年
-------------	----
- 3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ(残価保証の取り決めがある場合は残価保証額)とする定額法によっております。
- 4) 投資不動産……………定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	6年～38年
---------	--------

## ③ 重要な引当金の計上基準

- 1) 貸倒引当金……………金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 2) 賞与引当金……………国内連結子会社の従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する部分の金額を計上しております。
- 3) 役員株式給付引当金……………取締役向け株式交付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、8～10年間で均等償却しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(退職給付に係る会計処理の方法)

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

・過去勤務債務の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれの発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

・小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(収益及び費用の計上基準)

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

精機事業においては、主に金型、成形品、精機関連その他の製造及び販売を行っており、光製品事業においては、主に光通信用部品、製造機器・装置、光製品その他の製造及び販売を行っております。

それらの商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で履行義務が充足されると判断しております。なお、国内取引においては重要性等に関する代替的な取扱いに基づき、出荷時点で収益を認識し、輸出入取引は、インコタームズ等に定められた貿易条件に基づき、リスク負担が顧客に移転する時点で収益を認識しております。ただし、商品又は製品の性能に関して顧客検収条件を要する場合は、顧客が商品又は製品を検収した時点で履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。

有償受給取引においては、顧客との契約において約束された対価から顧客に支払われる対価等を控除した金額で測定しております。

また、買戻し契約に該当する有償支給取引においては、有償支給先に残存する支給品について棚卸資産を引き続き認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について有償支給取引に係る負債を認識しております。なお、有償支給取引において支給品の譲渡に係る収益は認識しておりません。

## 2 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 211,733千円

当社グループは事業計画に基づき、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号）に従い、繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性の前提となる将来課税所得の発生時期及び発生金額の見積りは、経済動向等、不確実性が含まれると判断しております。

### 3 追加情報

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入)

当社は、2016年6月17日付株主総会決議に基づき、業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、役位、業績達成度等に応じて当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が、本信託を通じて各取締役に交付されるという業績連動型の株式報酬制度です。本制度は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下も同様。）の報酬と当社の中長期的な業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することにより、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献する意識を高めることを目的として導入しております。

当該信託に関する会計処理については、経済実態を重視する観点から、当社と信託口は一体であるとする会計処理を採用しており、信託口が所有する当社株式を含む資産及び負債並びに費用及び収益については、当社の連結計算書類に含めて計上しており、信託口が所有する当社株式は、連結貸借対照表の純資産の部において自己株式として表示しております。なお、当連結会計年度末において、信託口が所有する当社株式の帳簿価額は347,839千円、また、株式数は68,872株であります。

### 4 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 17,029,072千円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

投資その他の資産

投資不動産

(建物)

40,786千円

(構築物)

883 //

合 計

41,670千円

② 担保に係る債務

固定負債

預り敷金

19,037千円

合 計

19,037千円

## 5 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

普通株式 9,333,654株

### (2) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

2025年6月20日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

(イ) 配当金の総額……………314,642千円

(ロ) 配当の原資……………利益剰余金

(ハ) 1株当たり配当額……………35円

(ニ) 基準日……………2025年3月31日

(ホ) 効力発生日……………2025年6月23日

(注) 配当金の総額には、業績連動型株式報酬制度において、信託口が所有する株式に対する配当金2,867千円が含まれております。

2025年11月13日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

(イ) 配当金の総額……………359,591千円

(ロ) 配当の原資……………利益剰余金

(ハ) 1株当たり配当額……………40円

(ニ) 基準日……………2025年9月30日

(ホ) 効力発生日……………2025年12月8日

(注) 配当金の総額には、業績連動型株式報酬制度において、信託口が所有する株式に対する配当金2,014千円が含まれております。

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2026年6月19日開催予定の第54回定時株主総会において、次のとおり付議します。

(イ) 配当金の総額……………540,488千円

(ロ) 配当の原資……………利益剰余金

(ハ) 1株当たり配当額……………60円

(ニ) 基準日……………2026年3月31日

(ホ) 効力発生日……………2026年6月22日

(注) 配当金の総額には、業績連動型株式報酬制度において、信託口が所有する株式に対する配当金4,132千円が含まれております。

### (3) 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 6 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に従ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については毎月末に時価の把握を行っています。なお、デリバティブは外貨建取引管理規程に従い、リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は次表には含めておりません（注.を参照ください）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、買掛金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
①売掛金	6,718,856	6,690,095	△28,760
②投資有価証券			
その他有価証券	169,430	169,430	—

注. 市場価格のない株式等

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	402,502千円

これらについては市場性がなく「②投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

### (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	169,430	—	—	169,430

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	—	6,690,095	—	6,690,095

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

売掛金

売掛金の時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、その将来キャッシュ・フローと、満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7 賃貸等不動産に関する注記

### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、千葉県地域・中国浙江省地域において、賃貸用の倉庫及びビル（土地を含む。）を、また静岡県地域において遊休不動産を有しております。

### (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時 価
1,271,828千円	1,795,545千円

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。  
 2. 当連結会計年度末の時価は、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

## 8 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	精機関連	光製品関連	
金型	796,707		796,707
成形品	8,951,144		8,951,144
精機関連その他	215,326		215,326
光通信用部品		7,516,871	7,516,871
製造機器・装置		12,464,289	12,464,289
光製品その他		143,541	143,541
顧客との契約から生じる収益	9,963,178	20,124,703	30,087,881
外部顧客への売上高	9,963,178	20,124,703	30,087,881

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項 ⑥その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（収益及び費用の計上基準）」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度(期首)	当連結会計年度(期末)
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	32,850	1,056
売掛金	5,087,241	6,718,856
電子記録債権	729,424	231,564
契約負債		
前受金	4,773	45,740

(注) 1. 当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額に重要性はありません。

2. 契約負債の増減は、主として前受金の受取（契約負債の増加）と、収益認識（同、減少）により生じたものであります。

## 9 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 3,785円69銭

1 株当たり当期純利益 695円65銭

(注) 1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎となる期中平均株式数については、業績連動型株式報酬制度において、信託口が所有する株式68,872株を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

## 10 その他の注記

(曾孫会社の設立による企業結合)

当社の連結子会社(孫会社)である精工訊捷光電(杭州)有限公司が、2026年1月6日付で中華人民共和国河南省鶴壁市に光通信用部品の製造を行う連結子会社(曾孫会社)を設立いたしました。

### (1) 目的

現在、生成 AI の普及に伴って世界各国でデータセンターの建設が加速しており、狭小な空間に設置することのできる小型で精密な光通信デバイスの需要が急増しています。精工訊捷光電(杭州)有限公司では、光トランシーバーの構成部品であるMT (Mechanical Transfer) ファイバアレイを中心に、高密度接続を特徴とする光通信デバイスを生産していますが、顧客からの引き合いが急速に強まっています。ハイパースケールデータセンターの高速・大容量データ通信に対応する、次世代光通信デバイスの生産能力増強に向けた最適な生産・物流体制を構築し、一層の競争力強化を図るために新会社を設立するものであります。

## (2) 設立した曾孫会社の概要

名称	精工訊捷光電（鶴壁）有限公司
所在地	中華人民共和国河南省鶴壁市
代表者の役職・氏名	総経理 黄 勇
事業内容	光通信関連デバイスの製造
資本金	5,000,000人民元
設立年月日	2026年1月6日
出資比率	精工訊捷光電（杭州）有限公司100%

## (子会社の解散及び清算)

当社は、2025年2月10日に、当社の連結子会社である香港精工技研有限公司を解散及び清算することを決議し、2026年4月20日付で清算終了いたしました。

### (1) 解散の理由

2006年6月に東南アジア地域での販売力強化を目的として設立しましたが、事業環境の変化によって2010年9月より休眠状態となっております。この度、当社グループ全体の事業の合理化及び経営効率化を図るためであります。

### (2) 解散する子会社の概要

- ・名称 香港精工技研有限公司
- ・所在地 中華人民共和国 香港特別行政区
- ・資本金 1,000千USドル
- ・出資比率 100%
- ・事業内容 光学製品の東南アジア地域への販売

### (3) 清算終了日

2026年4月20日

### (4) 当該解散及び清算による損益の影響

当該解散及び清算に伴う連結業績に与える影響は算定中です。

### (5) 当該解散及び清算による営業活動等への影響

当該解散及び清算に伴う当社グループの営業活動等への影響はありません。

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>18,977,884</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>2,843,645</b>
現金及び預金	12,592,912	買掛金	821,852
受取手形	120,859	未払金	265,341
売掛金	3,774,853	未払費用	554,056
商製品	50,476	未払法人税等	1,124,694
製作品	115,186	未払事業所税	12,951
仕掛品	313,147	契約負債	24,294
原材料	420,648	預り金	36,501
貯蔵品	90,129	前受収益	3,828
前払費用	24,127	その他の	125
関係会社短期貸付金	1,083,736	<b>固 定 負 債</b>	<b>999,443</b>
未収消費税等	280,977	退職給付引当金	634,983
未収入金	85,211	役員株式給付引当金	129,399
その他の	25,618	預り敷金	19,037
<b>固 定 資 産</b>	<b>13,464,388</b>	長期預り金	216,023
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>3,322,767</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>3,843,089</b>
建物	820,465	<b>純 資 産 の 部</b>	
構築物	4,888	<b>株 主 資 本</b>	<b>28,536,082</b>
機械装置	252,096	資 本 金	6,791,682
車両運搬具	656	資 本 剰 余 金	10,723,951
工具器具備品	168,656	資 本 準 備 金	10,571,419
土地	2,035,325	その他資本剰余金	152,531
建設仮勘定	40,677	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>12,842,107</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>7,929</b>	利 益 準 備 金	1,697,920
ソフトウェア	6,383	その他利益剰余金	11,144,186
電話加入権	693	別 途 積 立 金	500,000
その他の	852	繰越利益剰余金	10,644,186
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>10,133,691</b>	<b>自 己 株 式</b>	<b>△1,821,659</b>
投資有価証券	116,191	評価・換算差額等	63,101
関係会社株式	5,532,164	その他有価証券評価差額金	63,101
関係会社出資金	2,198,217	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>28,599,183</b>
投資不動産	807,653	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>32,442,272</b>
関係会社長期貸付金	1,250,000		
その他の	229,463		
<b>資 産 合 計</b>	<b>32,442,272</b>		

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		11,103,324
売上原価		5,792,054
売上総利益		5,311,270
販売費及び一般管理費		2,108,030
営業利益		3,203,240
営業外収益		
受取利息	39,262	
受取配当金	2,008,861	
家賃収入	41,760	
特許権使用料収入	80,072	
補助金収入	18,447	
為替差益	309,588	
その他	6,343	2,504,334
営業外費用		
家賃収入原価	9,025	
その他	183	9,208
経常利益		5,698,365
特別利益		
固定資産売却益	2,279	
受取補償金	88,438	90,718
特別損失		
固定資産除却損	7,955	7,955
税引前当期純利益		5,781,128
法人税、住民税及び事業税	1,239,437	
過年度法人税等	8,000	
法人税等調整額	△153,002	1,094,435
当期純利益		4,686,693

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		資本剰余金合計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	
当 期 首 残 高	6,791,682	10,571,419	36,209	10,607,629
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			116,321	116,321
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	116,321	116,321
当 期 末 残 高	6,791,682	10,571,419	152,531	10,723,951

	株 主 資 本					
	利益準備金	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計
		別途積立金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
			繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	1,697,920	500,000	6,631,726	8,829,647	△1,796,855	24,432,104
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△674,233	△674,233		△674,233
当 期 純 利 益			4,686,693	4,686,693		4,686,693
自 己 株 式 の 取 得					△1,724	△1,724
自 己 株 式 の 処 分					△23,079	93,242
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	4,012,460	4,012,460	△24,804	4,103,977
当 期 末 残 高	1,697,920	500,000	10,644,186	12,842,107	△1,821,659	28,536,082

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	19,658	19,658	24,451,762
当期変動額			
剰余金の配当			△674,233
当期純利益			4,686,693
自己株式の取得			△1,724
自己株式の処分			93,242
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	43,442	43,442	43,442
当期変動額合計	43,442	43,442	4,147,420
当期末残高	63,101	63,101	28,599,183

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

##### 1) 子会社株式及び

関連会社株式……………移動平均法による原価法

##### 2) その他有価証券……………市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

##### ② デリバティブ取引

時価法を採用しております。

##### ③ 棚卸資産

##### 1) 商品……………移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### 2) 製品

金型関連製品……………個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

光通信関連製品……………移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### 3) 原材料……………移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### 4) 仕掛品……………個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### 5) 貯蔵品……………最終仕入原価法

## (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- |        |        |
|--------|--------|
| 建物     | 8年～38年 |
| 機械装置   | 8年～10年 |
| 工具器具備品 | 2年～20年 |
- ② 無形固定資産……………定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- |             |    |
|-------------|----|
| 自社利用のソフトウェア | 5年 |
|-------------|----|
- ③ 投資不動産……………定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- |         |        |
|---------|--------|
| 建物及び構築物 | 6年～38年 |
|---------|--------|

## (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。
- 1) 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
  - 2) 過去勤務債務の費用処理方法  
過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。
  - 3) 数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理しております。  
未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

- ③ 役員株式給付引当金……………取締役向け株式交付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

精機事業においては、主に金型、成形品、精機関連その他の製造及び販売を行っており、光製品事業においては、主に光通信用部品、製造機器・装置、光製品その他の製造及び販売を行っております。

それらの商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で履行義務が充足されると判断しております。なお、国内取引においては重要性等に関する代替的な取扱いに基づき、出荷時点で収益を認識し、輸取出引は、インコタームズ等に定められた貿易条件に基づき、リスク負担が顧客に移転する時点で収益を認識しております。ただし、商品又は製品の性能に関して顧客検収条件を要する場合は、顧客が商品又は製品を検収した時点で履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。

## 2 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 228,519千円

当社は事業計画に基づき、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号）に従い、繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性の前提となる翌事業年度の課税所得の見積りは、経済動向等、不確実性が含まれると判断しております。

### 3 追加情報

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入)

当社は、2016年6月17日付株主総会決議に基づき、業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、役位、業績達成度等に応じて当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が、本信託を通じて各取締役に交付されるという業績連動型の株式報酬制度です。本制度は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下も同様。）の報酬と当社の中長期的な業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することにより、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献する意識を高めることを目的として導入しております。

当該信託に関する会計処理については、経済実態を重視する観点から、当社と信託口は一体であるとする会計処理を採用しており、信託口が所有する当社株式を含む資産及び負債並びに費用及び収益については、当社の計算書類に含めて計上しており、信託口が所有する当社株式は、貸借対照表の純資産の部において自己株式として表示しております。なお、当事業年度末において、信託口が所有する当社株式の帳簿価額は347,839千円、また、株式数は68,872株であります。

#### 4 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	5,510,375千円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務	
関係会社に対する短期金銭債権	2,772,832千円
関係会社に対する短期金銭債務	200,864 //
関係会社に対する長期金銭債務	216,023 //
(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
① 担保に供している資産	
投資その他の資産	
投資不動産	
(建物)	40,786千円
(構築物)	883 //
合 計	41,670千円
② 担保に係る債務	
固定負債	
預り敷金	19,037千円
合 計	19,037千円

## 5 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

イ) 売上高	7,172,208千円
ロ) 仕入高	1,606,539 //
ハ) 販売費及び一般管理費	19,450 //
二) 営業取引以外の取引高	2,113,146 //

## 6 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	425,797株	136株	31,550株	394,383株

- (注) 1. 自己株式には、業績連動型株式報酬制度に係る信託が所有する当社株式68,872株が含まれております。  
2. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り136株による増加分であります。  
3. 自己株式の数の減少は、役員退任による交付31,550株による減少分であります。

(2) 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 7 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産の発生的主要原因は、未払賞与163,172千円、減損損失73,448千円、棚卸資産評価減8,484千円、退職給付引当金199,384千円等であります。また、評価性引当額は325,515千円であります。

## 8 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社

属性	会社等の名称	議 決 権 等 の 所 有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	SEIKOH GIKEN USA,INC.	直接所有 100%	当社製品の 販売 役員の兼任	光通信部品関連製 品及び光ディス ク用金型部品の販売 (注) 2	4,520,416	売掛金	1,351,663
子会社	SEIKOH GIKEN EUROPE GmbH	直接所有 100%	当社製品の 販売 役員の兼任	光通信部品関連製 品及び光ディス ク用金型部品の販売 (注) 2	771,572	売掛金	211,563
子会社	杭州精工技研 有限公司	直接所有 100%	当社製品の 製造・販売 技術指導 役員の兼任	光通信部品関連製 品の製造及び販売 (注) 2 技術指導料 (注) 2	630,169 1,757,565 80,072	買掛金 売掛金 未収入金	71,655 1,094,246 63,977
子会社	大連精工技研 有限公司	直接所有 100%	当社製品の 製造・販売 資金の貸付 役員の兼任	光通信部品関連製 品の製造及び販売 (注) 2 利息の受取 (注) 3	634,464 3,279	買掛金 短期貸付金	87,231 353,736
子会社	不二電子工業 株式会社	直接所有 100%	業務受託 資金の貸付 役員の兼任	資金の回収 (注) 3 利息の受取 (注) 3	550,000 22,300	未収入金 短期貸付金 長期貸付金	6,932 730,000 1,150,000
子会社	DATA PIXEL SAS	直接保有 97%	商品の仕入	測定器等の仕入 (注) 2	278,523	買掛金	29,368

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等取引価格については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

3. 不二電子工業株式会社と大連精工技研有限公司に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。  
なお、担保は受け入れておりません。

## 9 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 10 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 3,199円27銭

1株当たり当期純利益 524円95銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎となる期中平均株式数については、業績連動型株式報酬制度において、信託口が所有する株式68,872株を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

## 11 重要な後発事象

該当事項はありません。

## 12. その他の注記

(退職給付関係)

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

### 2. 確定給付制度

#### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	494,613千円
勤務費用	23,037 //
利息費用	8,457 //
数理計算上の差異の発生額	219 //
退職給付の支払額	△34,012 //
過去勤務費用の発生額	- //
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>492,315千円</u>

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	
非積立型制度の退職給付債務	492,315千円
未積立退職給付債務	492,315 //
未認識過去勤務費用	- //
未認識数理計算上の差異	142,667 //
貸借対照表に計上された負債	634,983千円
<hr/>	
退職給付引当金	634,983千円
貸借対照表に計上された負債	634,983千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	23,037千円
利息費用	8,457 //
数理計算上の差異の費用処理額	△35,859 //
過去勤務費用の費用処理額	- //
確定給付制度に係る退職給付費用	△4,363千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項	
当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎	
割引率	1.7%

### 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、22,783千円でありました。

#### (曾孫会社の設立による企業結合)

当社の連結子会社(孫会社)である精工訊捷光電(杭州)有限公司が、2026年1月6日付で中華人民共和国河南省鶴壁市に光通信用部品の製造を行う連結子会社(曾孫会社)を設立いたしました。

なお、詳細につきましては、連結注記表の「10.その他の注記」に記載の通りであります。

#### (子会社の解散及び清算)

当社は、2025年2月10日に、当社の連結子会社である香港精工技研有限公司を解散及び清算することを決議し、2026年4月20日付で清算終了いたしました。

なお、詳細につきましては、連結注記表の「10.その他の注記」に記載の通りであります。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

株式会社精工技研  
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人  
東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 沼田 慶輔  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 高屋 友宏  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社精工技研の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社精工技研及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにあ

る。  
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

株式会社精工技研  
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人  
東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 沼田 慶輔  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 高屋 友宏  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社精工技研の2025年4月1日から2026年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第54期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

株式会社精工技研 監査等委員会  
常勤監査等委員 森 保彦 印  
監査等委員 相場俊夫 印  
監査等委員 三好慶 印

(注) 監査等委員 相場 俊夫及び三好 慶は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場：千葉県柏市末広町14番1号

ザ・クレストホテル柏4階 クレスト

電話 (04)7146-1111 (代表)



- 交通機関  
JR常磐線・東武野田線 柏駅西口徒歩2分